

私たちの暮らしをよくするための大切な調査である統計調査にご協力ください

10月1日から住宅・土地統計調査を実施します

総務省統計局では、10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施します。この調査は住生活に関する最も基本的で重要な調査で5年に1回実施。市でも約1,600世帯が調査の対象です。

パソコンやスマートフォンを使って、簡単に回答することができます。統計調査員が訪問したときは、調査の趣旨をご理解いただき、調査に協力をお願いします。

▶住宅・土地統計調査
キャンペーンサイト



問合せ 市秘書課広報統計係
(☎2-2-2111 内線3141)

統計調査を装い、世帯などから個人情報などを聞き出す「かたり調査」が全国的に発生しています。電話や電子メールで統計調査の依頼をしたり、個人や世帯の情報を調査したりすることはありません。

不審に思ったときには、回答せず、すぐに県統計調査課にお知らせください。

※ただし、次の場合は県や市職員、統計調査員から電話をする場合があります。
・期限までに調査票の提出が確認できないため、提出をお願いする場合。
・調査票の提出後、記入内容の不明な点を確認する場合。

連絡先 県統計調査課
(☎096-333-2179)

早めのライト点灯で命を守ろう

毎年、秋から交通事故死者数が多くなる傾向があります。交通安全意識を高め、交通事故を防止することを目的に、今年も「秋の全国交通安全運動」が実施されます。暗くなるのが早くなりますので、車や自転車のライトは早めの点灯を心掛けましょう。
期間 9月21日(木)～30日(土)の10日間
「交通事故死ゼロを目指す日」9月30日(土)

運動の重点

- ①子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全確保
- ②夕暮れ時と夜間の歩行者事故などの防止と飲酒運転の根絶
- ③自転車のヘルメット着用と交通ルールを必ず守ることの徹底



自転車保険の加入はお済みですか？

令和3年10月から自転車損害賠償保険等への加入が義務化されています。自転車を使う場合は、自分に合った保険を選び加入しましょう。
問合せ 県くらしの安全推進課 (☎096・333・2293)



9月支払い分を振り込みます

9月支払い分(7月～8月分)の児童扶養手当(父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活と自立を助ける手当)は、9月11日(月)に指定の金融機関の口座に振り込みます。現況届を提出していない人などは、支払いができません。至急手続きをしてください。
問合せ 市福祉課児童福祉係

「いつもより水道の使用水量が多い」と感じたら

検針時に「いつもより使用水量が多く、こんなに使った覚えはないけど……。何かの間違いでは？」という問い合わせが寄せられることがあります。検針した数字は水道メーターを通過してカウントされた水量です。この数字を基に料金を算定します。身に覚えのない使用水量が発生した場合は、次のようなことが考えられます。

◆漏水(水漏れ)
いつもより使用水量が多い場合、最初に疑うのが漏水です。築30年以上を経過すると、水道管の劣化などで漏水が発生しやすくなります。漏水は、水道メーターを見ることで確認ができます。



漏水の確認方法
パイロット ▲水道メーター
家の水道の蛇口を全て閉め、水道メーターのパイロットが回転していなければ漏水していません。パイロットが回転している場合は、もう一度水回りを確認した後にパイロットを見てください。それでもパイロットが回転している場合は、水道局お客様センターか市指定給水装置工事店に相談してください。

問合せ 水道局お客様センター (☎22-5497)

◆使用人数の増加・季節による使用状況変化
結婚や出産、家族の帰省での水道の使用人数の増加や、季節による使用状況の変化で使用水量が多くなることがあります。

◆水洗トイレの不具合
トイレのレバーが上がったままの状態や、トイレタンクのボールタップの不具合で水が流れっぱなしになっていることがあります。トイレを流した後、トイレタンクや便器でいつまでもチョロチョロと水が流れる音がしていないか確認してください。

◆いたずらや盗水
夜間や長期間留守にしている間、いたずらや盗水が実際に起きています。特に道路に面している屋外蛇口などは注意してください。
※鍵付きの蛇口に替えるか、使用しない場合は撤去をお勧めします。

水道メーターを毎日確認してみよう！
水道メーターを毎日(毎週)決まった時間(曜日)に見て、指針の動きを観察してみるのはいかがでしょうか？
水量の動きを把握することで漏水の原因の判明や節水にも役立ちます。

特別児童扶養手当を支給します

特別児童扶養手当は、次の要件に当てはまる児童を養育している父か母、または父母に代わって児童を養育している人に支給します。

【支給対象児童】

- 20歳未満で精神または身体に中度以上の障がいがある児童。ただし、障がいを理由に年金を受給する児童や、児童福祉施設などに入所している児童は対象になりません。

【手当額】

- 1級 月額5万3700円
- 2級 月額3万5760円

※所得制限があります。
問合せ 市福祉課障がい者支援係

特別障害者手当

月額2万7980円
※身体障害者福祉法などに定める施設に入所している人、病院または診療所に3カ月を超えて入院している人には支給されません。

【20歳未満】

障害児福祉手当 月額1万5220円
※障がいを理由に年金を受給する人、児童福祉法などに定める施設に入所している人には支給されません。

最重度の人は

重度の肢体不自由や精神障がいのため、絶対安静が継続したり、日常生活がほとんどできなかつたりと日常生活が著しく制限される人などです。
※所得制限があります。
問合せ 市福祉課障がい者支援係

重度心身障害者医療費助成対象医療を拡大しました

重度心身障害者医療費助成の対象となる公費負担医療はこれまで限られていましたが、令和5年4月診療分からすべての公費負担医療が対象になります。



「ご存じですか？ 障害者手当制度」

常時介護が必要な最重度の在宅障がい者に対して、次の制度があります。
【20歳以上】

人吉市戦没者追悼式

先の大戦で亡くなられた戦没者を追悼し、恒久の平和を祈念するため、戦没者追悼式を開催します。
期日 10月7日(土)
時間 午前10時～11時
場所 カルチャーパレス小ホール

問合せ 市福祉課福祉政策係

